

進学や就職などで引っ越しされる人へ【選挙制度】

3月、4月は進学や就職、転勤などで引っ越しが多い季節です。町外に転出する場合は、選挙での投票にも影響がありますので、忘れずに転出届などの手続きを行ってください。

●選挙人名簿への登録など／選挙で投票するには、満18歳以上の日本国民で、かつ、市区町村の選挙人名簿に登録されなければなりません。また、選挙人名簿への登録は、年4回行う『定時登録』と選挙のたびに行う『選挙時登録』があります。

①定時登録／毎年3月、6月、9月、12月の登録月の原則1日に行います。

②選挙時登録／選挙の都度、基準日や登録日を定めて行います。このほか、町では、新たに18歳になり選挙人名簿に登録される人に対し、登録通知を送付しています。選挙の際には、住民基本台帳に記録されている住所に投票所入場券を送付しますので、住所が変わった場合は必ず住民票を移しましょう。

●転入／転入については、転入する市区町村に、転入届を提出した日から引き続き3ヶ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されていることが、選挙人名簿への登録要件となります。

●転出／転出については、転出する市区町村に転出届を提出し、4ヶ月を経過した時に選挙人名簿から抹消されます。なお、新しい住所地では、転入届を提出して3ヶ月経過後の定時登録または選挙時登録時に選挙人名簿に登録されるため、1ヶ月間はそれぞれの選挙人名簿に登録される『二重登録期間』が生じる場合があります。この期間に、選挙が執行される場合は、新しい住所地で投票することができ、厚岸町では投票できません。

●転居／町内転居については、選挙管理委員会で、定時登録日、公示日または告示日の前に登録の移し替えの期間を設定し、その期間までに転居届を提出された人は、新しい住所地の選挙人名簿に登録されます。なお、設定した期間よりも後に転居届を提出された人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていますので、選挙の際は、投票所入場券の投票所欄を確認しましょう。

●投票について

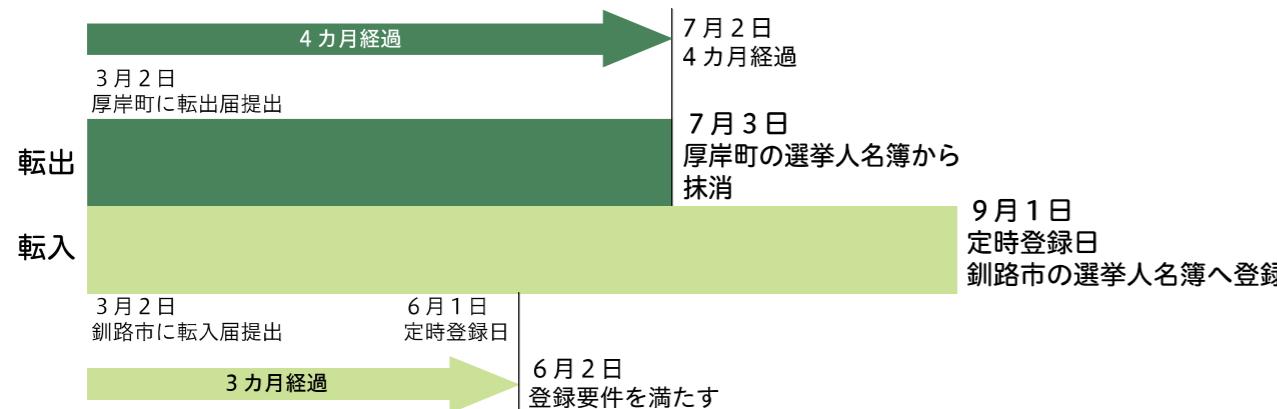
▷国政選挙(衆議院議員選挙および参議院議員選挙)／転出先が国内である限り、新しい住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市区町村で投票することができます。

▷北海道知事選挙および北海道議会議員選挙／転出先が道内の場合は、新しい住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、名簿登録のある旧住所地の市区町村で投票することができます。投票の際は、引き続き道内で住所を有していることの確認などが必要です。なお、道外に転出した場合は、投票できません。

▷市区町村選挙(首長選挙および議会議員選挙)／同一の市区町村内で転居した場合は、引き続き選挙人名簿に登録されている人が投票できます。なお、転出した場合は、投票できません。

転入・転出に伴う 選挙人名簿登録・ 抹消の流れ

例：3月2日～4月30日 厚岸町から転出 → 7月3日～9月1日に抹消
3月2日～4月30日 釧路市へ転入届を提出 → 9月定時登録で登録
※下図は、3月2日に転出届を提出し、同日に転入届を提出した場合



●問い合わせ／選挙管理委員会☎ 52-3131(内線213)

引っ越しシーズン到来！ 各種手続きはお済みですか？



引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

就職・転勤・入学などによる引っ越しで、住所を異動する人は、異動の届け出が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な届け出ですので、忘れずに手続きをしましょう。

届け出の際は、『マイナンバーカード』『住民基本台帳カード』の住所変更手続きも必要です。

●問い合わせ／窓口サービス係

湖南地区出張所☎ 52-2175

水道の届け出は早めにお願いします

水道を使用するときや中止するときは、届け出が必要です。引っ越しが決まりましたら、早めに届け出をしましょう。

●使用中止するときは、必ず中止する日の前日までに届け出をしてください。中止の届け出が遅ると、その期間についても料金をお支払いいただくことになります。

●水道を開栓するのは、平日の午前9時から午後5時までですので、転入・転居で水道を新たに使用する人は、早めに届け出をしてください。郵送での提出もできます。

●問い合わせ／業務係

各種障害者手帳をお持ちの皆さんへ

各種障害者手帳に書かれている住所・氏名等が変わった場合には、手帳の変更届を提出する必要があります。お心あたりのある人は、問い合わせください。

●問い合わせ／障がい福祉係

☎ 53-3333

軽自動車を廃車や譲渡したときは手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(場合によっては使用者)に課税されます。

そのため、廃車や譲渡などをした場合に異動手続きをしなければ、軽自動車を所有していないのに課税されることになりますので、必ず異動手続きをしましょう。また、転入や転出の場合も必ず異動手続きをしましょう。

●届出場所

①125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)=課税係

②125ccを超える250cc以下の二輪車、三輪車、軽四輪自動車(貨物・乗用)=
釧路軽自動車検査協会☎ 050-3816-1767

③250ccを超える二輪車(二輪の小型自動車)=釧路運輸支局☎ 050-5540-2005



●問い合わせ／課税係